

入札説明書等に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号					項目名	内容	回答
			章	節	細節	項目	細目			
1	入札説明書	2	1	11				低入札価格調査基準	基準価格を下回った際の調査及びヒアリングは、どのくらいの期間を想定していますでしょうか。	メールにて質問を送付し、1週間程度での返答を想定しています。
2	入札説明書	2	1	11				低入札価格調査基準	低入札価格調査基準を下回った場合、具体的にどのような調査を行うのでしょうか。また調査の結果、貴市の判断として失格とすることは有り得るのでしょうか。	上越市HP掲載の「上越市役務の提供を受ける委託契約に係る低入札価格調査制度試行要領」の第7条第1項を準用して実施します。また、同条第2項に該当すると認められた場合は、落札者としません。
3	入札説明書	2	1	11				低入札価格調査基準	入札金額が85%未満の場合、上越市／契約検査課が公表している「入札・契約制度の概要（令和3年6月1日以降）」の5頁／低入札価格調査制度の試行、に記載がある内容の調査が行われる。という理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
4	入札説明書	4	2	1				応募者の構成等	共同企業体の施工形態は、共同施工方式または分担施工方式を事業者側で選択できるものとありますが提案書作成要領及び様式集には、貴市に提出する共同企業体協定書案が添付されておりません。貴市の指定様式があれば別途お示し願います。	協定書は国土交通省HPに掲載してある様式を参考にしてください。なお、共同施工方式についてはガス水道局HPに掲載しています。
5	入札説明書	4	2	1				応募者の構成等	共同企業体の施工形態は、共同施工方式または分担施工方式を事業者側で選択できるものとありますが共同企業体の協定書の提出時期は、契約時に求められるものと理解すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	入札説明書	7	3	2	(1)			募集及び選定スケジュール(予定)	⑦技術対話の実施 令和3年11月上旬 と記載がありますが、詳細日程はどのタイミングで通知されるのでしょうか。	入札参加資格の確認結果の通知時に、概要等を提示する予定です。
7	入札説明書	9	3	3	(3)			技術対話の実施	技術対話における、提案概要は審査前の事業者側の提案ノウハウに係るものなので、対話内容及び提案概要については公表しないという理解で宜しいでしょうか。	開示又は公表することは想定していません。
8	入札説明書	10	3	3	(3)			技術対話の実施	技術対話の実施において応募者の提案概要を求めることになっておりますが、提案概要の記載項目や様式などの指定はございますでしょうか。	入札参加資格の確認結果の通知時に、概要等を提示する予定です。
9	入札説明書	10	3	3	(6)	ウ	(ア)	著作権	落札決定に至らなかった応募者の提案書について、第三者の開示や公表によって技術情報の流出等、当該応募者に大きな不利益が生じ得る可能性がございます。当該提案書を本事業の審査結果を公表する目的で使用される際におきましても、提案書内容を第三者へ開示又は公表を伴う場合には、事前に応募者の承諾を得ることとして頂きたく、ご検討のほど、何卒宜しくお願い致します。	提案書内容を開示又は公表することは想定していません。
10	入札説明書	12	4	1	(4)			提出書類に関するプレゼンテーション及びヒアリング	プレゼンテーションやヒアリングについて、実施時期の明記がございません。開催を想定しているおおよその時期についてご教示ください。	プレゼンテーション・ヒアリングは2月中旬頃、事前ヒアリングは2月上旬頃を予定しています。なお実施要領等は提案書類受付時に提示する予定です。
11	入札説明書	12	4	1	(6)			審査結果及び評価の公表	審査講評公表時は、落札者以外の参加者の入札金額も含めて公表頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	入札説明書	12	4	1	(6)			審査結果及び評価の公表	提案に対する評価ポイントや評価理由等も各項目ごとに公表いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	評価理由の説明は、概ね中項目ごとに公表することを想定しています。
13	入札説明書							本書の位置付け	入札説明書等と実施方針及び実施方針に関する質問回答並びに技術対話結果は、事業契約を構成する各契約の齟齬等に関する当事者間の合意事項となりますので、技術対話結果を最優先し、次に募集要項等の質問および回答を優先すると解釈することとさせていただけないでしょうか。	当該事項に関するその時点での最新の合意事項・文書が優先されます。

入札説明書等に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号						項目名	内容	回答
			章	節	細節	項	目	細目			
1	要求水準書	3	1	4	(2)			表1.3 業務内容	設計業務／調査業務／測量調査において、「設計施工に必要な部分の測量調査を行う」と記載ありますが、本事業範囲については原則全範囲調査を行う。という理解で宜しいでしょうか。	事業者提案とします。	
2	要求水準書	3	1	4	(2)			表1.3 業務内容／生活環境影響調査	生活環境影響調査とは具体的にどのような項目を想定されておられますか。	汚泥脱水施設の変更許可に必要な調査を想定しています。	
3	要求水準書	4	1	4	(3)			表1.5 本事業の対象施設／場内配管	「対象範囲は添付図参照」とありますが、既設管の管径、延長など、数量算出根拠となる資料があればご提示いただけませんか。	応募者に公表している参考資料を閲覧してください。	
4	要求水準書	4	1	4	(3)			表1.5 本事業の対象施設	室内配管、場内配管の更新を、ライニング等の更生にて対応とする場合があります。この判別については、施工性や工期を考慮して事業者判断としてよろしいでしょうか。	事業者提案とします。	
5	要求水準書	5	1	4				表1.6 更新対象外施設	「建築設備（機械・電気）は、更新対象外施設となっておりますが、一方、「事業者が必要と判断した箇所については、事業者において設備の更新を行ってもよい」とあります。事業者が必要と判断する場合は、具体的にどのような事象を想定されていますでしょうか。	事業者が提案する工事内容や資機材の搬入搬出に伴い、更新対象外の建築設備が支障となり撤去する場合などを想定しています。	
6	要求水準書	5	1	4				表1.6 更新対象外施設	「建築設備（機械・電気）は、更新対象外施設となっておりますが、一方、「事業者が必要と判断した箇所については、事業者において設備の更新を行ってもよい」とありますが、事業者が必要と判断して更新した場合は、契約金額の増額は認め頂けるのでしょうか。	提案書に記載する事業については、入札予定価格に含みます。	
7	要求水準書	5	1	5	(1)			事業者の役割	「浄水場運転開始後」と記載がありますが、これは事業完了後の引き渡し時に加えて、年に一度計画されている全面停止後の浄水場立ち上げ時を含むという理解で宜しいでしょうか。	事業完了後を想定していますが、それ以外は事業者提案とします。	
8	要求水準書	5	1	5	(1)			事業者の役割	事業が完了し、市による運転開始後の「技術的なフォローアップ」については、別途必要に応じて、市と事業者で契約を締結する必要がある。という理解で宜しいでしょうか。	本事業の範囲内でご提案下さい。	
9	要求水準書	7	2	3				表2.1 計画給水量	記載されている「計画1日平均給水量」について、運転実績（運転日報）に準じており、現時点で大きな変動要因はないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
10	要求水準書	9	2	4				表2.4 原水水質の引渡し条件	一般細菌やトリハロメタン類など「設定なし」としている項目はどのような意味でしょうか。特にNo.49臭気については、H30～31年に「微土臭」が記録されていますが「設定なし」はどのように理解すればよろしいでしょうか。	浄水処理に影響を及ぼさないなどのため「設定なし」としました。なお、臭気については条件を設定します。	
11	要求水準書	10	2	8				工事期間中の浄水場の運転	全停止期間中であるかどうか及び設備の更新済かどうかに係らず、浄水処理を継続するために必要な設備を事業者の都合で停止させた場合には、事業者の責任で通水再開の準備完了（水道水質試験完了）まで行わなければならない。という理解で宜しいでしょうか。	事業者が市の許可を得て設備を停止させる際、その設備が更新前の設備である場合には、市が通水再開作業を実施します。	
12	要求水準書	10	2	8				工事期間中の浄水場の運転	令和5年度から令和7年度に10月から11月までの約2.0か月全体停止が可能（計3回）と記載がありますが、令和4年度に調査等のために10月から11月までの約2.0か月全体停止も認めて頂けないでしょうか。（調査等1回、工事3回 計4回）	2か月間の全体停止は行いませんが、調査を目的とする系列ごとの部分停止については、浄水場運転に支障のない範囲・期間であれば停止を可能とします。	
13	要求水準書	10	2	8				工事期間中の浄水場の運転	浄水場の全体停止回数について、3回（令和5～7年）とありますが、P19(7)劣化改修のa項に劣化調査と積算内訳書の提出することとあるため、工事着工前の設計期間である令和4年度にも調査のための浄水場停止期間を追加して頂けないでしょうか。調査期間停止1回と工事期間停止3回として頂けますでしょうか。	2か月間の全体停止は行いませんが、調査を目的とする系列ごとの部分停止については、浄水場運転に支障のない範囲・期間であれば停止を可能とします。	
14	要求水準書	11	2	9				遵守すべき関係法令等	本事業に関連するその他の法令等を適用する場合は協議という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
15	要求水準書	11	2	9	(4)			要綱・各種基準等	7月の要求水準書（案）では、「本事業で適用する技術基準、・・・、市の確認を要する」の記載がありましたが、今回要求水準書では当該部分が削除されています。削除の意図は「設備仕様は例外なく設計指針等に準拠すること」にあるのでしょうか。今回発注内容は既設の現状運用を超える条件での発注であるため、例として高速凝集沈澱池では、滞留時間や表面負荷率が設計指針値から逸脱する恐れがあります。このような場合は、指針値から逸脱することは許容されると理解してよろしいでしょうか。	記載部分は、上位の第2章9に移動しています。質問内容の意図はありません。	
16	要求水準書	12	2	9	(5)			仕様書等	7月の要求水準書（案）では、「本事業に適用する仕様書等は・・・、市の確認を要する」の記載がありましたが、今回要求水準書では当該部分が削除されています。削除の意図は「設備仕様は例外なく標準仕様書等に準拠すること」にあるのでしょうか。また、標準仕様書等に定めのない事例への対応方法についてご教示ください。	記載部分は、上位の第2章9に移動しています。	
17	要求水準書	14	4	2	(1)	ア	c	着水井	「外壁は防食塗装を施すこと」とありますが、外壁で間違いないでしょうか。	「外壁の防食」の意図は、中性化等の劣化進行抑制を目的としています。仕様は事業者提案とします。	
18	要求水準書	14	4	2	(1)	ア	c	着水井	外壁について防食塗装を施すことと記載がありますが、外壁の塗装に防食塗装を施すことは一般的ではないとの認識でいます。具体的に想定されている塗料などございましたら、ご教示ください。	「外壁の防食」の意図は、中性化等の劣化進行抑制を目的としています。仕様は事業者提案とします。	

入札説明書等に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号						項目名	内容	回答
			章	節	細節	項	目	細目			
19	要求水準書	14	4	2	(1)	イ	d	スラリー移送	現状のスラリー移送方法をご教示ください。また、現状方法が「容易」であるかどうか、ご教示ください。	現状は、排泥管のバルブ操作により、池の水位差を利用して汚泥を移送しています。No3系列の高速凝集沈殿池は排泥管3本のうち1本しか接続されていないため、スラリー移送の際に時間を要しています。	
20	要求水準書	14	4	2	(1)	イ	d	高速凝集沈殿池	「立ち上げに必要なスラリー移送が容易に行える対策を講じること」と記載がありますが、スラリーの移送方式及び、必要なスラリー量については、事業者提案との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
21	要求水準書	14	4	2	(1)	イ	f	高速凝集沈殿池	「外壁についてはコンクリートの補修を行った上で新しく防食塗装を施すこと」と記載がありますが、22頁/表5.2における浄水処理棟に含まれる範囲、という理解で宜しいでしょうか。	補修範囲については、ご理解のとおりです。塗装範囲は、要求水準書別添資料1土木建築改修範囲図を参照してください。	
22	要求水準書	14	4	2	(1)	イ	f	高速凝集沈殿池	池内について内面防食工等を行うこととされていますが、沈殿池内面では強酸や強アルカリとなることは想定されないため、内面防水工を実施することのご理解でよろしいでしょうか。	「池内内面防食」の意図は、中性化等の劣化進行抑制と水密性確保を目的としています。仕様は事業者提案とします。	
23	要求水準書	14	4	2	(1)	イ	f	高速凝集沈殿池	外壁について防食塗装を施すことと記載がありますが、外壁の塗装に防食塗装を施すことは一般的ではないとの認識でいます。具体的に想定されている塗料などございましたら、ご教示ください。	「外壁の防食」の意図は、中性化等の劣化進行抑制を目的としています。仕様は事業者提案とします。	
24	要求水準書	15	4	2	(1)	ウ	e	急速ろ過池	「外壁についてはコンクリートの補修を行った上で新しく防食塗装を施すこと」とありますが、22頁/表5.2における浄水処理棟に含まれる範囲、という理解で宜しいでしょうか。	補修範囲については、ご理解のとおりです。塗装範囲は、別添資料1土木建築改修範囲図を参照してください。	
25	要求水準書	15	4	2	(1)	ウ	e	急速ろ過池	池内について内面防食工等を行うこととされていますが、沈殿池内面では強酸や強アルカリとなることは想定されないため、内面防水工を実施することのご理解でよろしいでしょうか。	「池内内面防食」の意図は、中性化等の劣化進行抑制と水密性確保を目的としています。仕様は事業者提案とします。	
26	要求水準書	15	4	2	(1)	ウ	e	急速ろ過池	外壁について防食塗装を施すことと記載がありますが、外壁の塗装に防食塗装は一般的ではないとの認識でいます。具体的に想定されている塗料などございましたら、ご教示ください。	「外壁の防食」の意図は、中性化等の劣化進行抑制を目的としています。仕様は事業者提案とします。	
27	要求水準書	15	4	2	(2)			薬品注入設備	薬品注入設備については、事業者にてさらなる水質改善ができるように、薬品注入設備一式の更新については全て事業者提案としていただけないでしょうか。	要求水準書の内容・水準を満たし、かつ予定価格の範囲内であれば、事業者提案で問題ありません。	
28	要求水準書	15	4	2	(2)			薬品注入設備	本件、提案に向けてさらなる水質改善提案を考えております。そのため、薬品注入設備一式の更新について、全て事業者提案としていただけないでしょうか。	要求水準書の内容・水準を満たし、かつ予定価格の範囲内であれば、事業者提案で問題ありません。	
29	要求水準書	15	4	2	(2)	ア	a	PAC注入設備 (最小)(平均) (最大)注入率について	最小時と最大時の注入率の差が大きく、特に最大注入率時は水質が悪化し、低流量運転としている場合に設定している傾向があります。注入率に対する流量設計は事業者で行うものとしてよろしいでしょうか。	要求水準書に準拠してください。	
30	要求水準書	15	4	2	(2)	ア	g	PAC注入設備/防液提	設備更新後の薬品容量が、既存の防液提で賅える場合は設備更新を実施しなくても宜しいでしょうか。また賅えない場合は、既存の防液提を流用しても宜しいでしょうか。	問題ありませんが、耐薬品塗装は行ってください。	
31	要求水準書	15	4	2	(2)	イ		苛性ソーダ注入設備	要求水準書に苛性ソーダ注入設備を整備することが求められていますが、運転日報等からは注入の実績が無いことが確認できます。原水水質や浄水水質を確認してもアルカリ剤の注入は不要である可能性が高いと考えております。注入設備の更新自体を事業者提案としていただくことを要望いたします。	要求水準書に準拠してください。	
32	要求水準書	15	4	2	(2)	イ	a	苛性ソーダ注入設備	注入「量」は、と記載がありますが、注入「率」の誤記と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。	
33	要求水準書	15	4	2	(2)	イ	g	苛性ソーダ注入設備/防液提	設備更新後の薬品容量が、既存の防液提で賅える場合は設備更新を実施しなくても宜しいでしょうか。また賅えない場合は、既存の防液提を流用しても宜しいでしょうか。	問題ありませんが、耐薬品塗装は行ってください。	
34	要求水準書	15	4	2	(2)	ウ		次亜注入設備	要求水準書に「総有効容量は、既設貯留槽容量と同程度とし」とありますが、運転日報や要求水準書から貯蔵日数が長期間になり、次亜の劣化が予想されます。総有効容量は、水道施設設計指針(日本水道協会)に準拠する範囲で事業者提案として頂くことを要望いたします。	次亜の受入条件や運転管理条件から要求水準書の記述を決定していますので、要求水準書に準拠してください。	
35	要求水準書	16	4	2	(2)	ウ	a	表4.1 次亜注入率 前次亜 (最小)(平均) (最大)注入率について	塩素注入管理は中次亜のみで行うなど、前次亜注入設備の有無を含めて事業者提案とさせていただきませんかでしょうか。	要求水準書に準拠してください。前次亜と中次亜は同時に注入することがあります。	
36	要求水準書	16	4	2	(2)	ウ	a	表4.1 次亜注入率 後次亜 (最小)(平均) (最大)注入率について	(最大)注入率は「計画1日平均給水量」時のものとしてよろしいでしょうか。	「計画1日最大給水量」の場合でも注入できる設備としてください。ただし、そのような運転は頻度が低いと思われるため、予備設備を含めた注入で想定しても構いません。	
37	要求水準書	16	4	2	(2)	ウ	g	次亜注入設備/防液提	設備更新後の薬品容量が、既存の防液提で賅える場合は設備更新を実施しなくても宜しいでしょうか。また賅えない場合は、既存の防液提を流用しても宜しいでしょうか。	問題ありませんが、耐薬品塗装の補修は行ってください。	
38	要求水準書	16	4	2	(2)	エ		活性炭注入設備	粉末活性炭注入設備の屋内仕様または屋外仕様については事業者提案、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

入札説明書等に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号					項目名	内容	回答
			章	節	細節	項目	細目			
39	要求水準書	16	4	2	(2)	エ	a	活性炭注入設備	他薬注設備は「更新」とされているが、活性炭注入設備のみ「新設」としている理由について、ご教授ください。	既設活性炭注入設備は「仮設」扱いであり、今後「常設」となるため、「新設」という表現にしています。
40	要求水準書	16	4	2	(3)	ア	d	排水池・排泥池・濃縮槽	「排泥池、濃縮槽の外壁についてはコンクリートの補修を行った上で新しく防食塗装を施すこと」と記載がありますが、高速凝集沈殿池や急速ろ過池と同様に、「施工スペースが狭いなど、施工が不可能と判断される箇所は対象外」、という理解で宜しいでしょうか。	要求水準書添付資料 1 土木・建築改修範囲図に示す範囲が対象です。
41	要求水準書	16	4	2	(3)	イ		脱水機設備	既設脱水機設備の機側操作盤は更新対象範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書	16	4	2	(3)	イ	b	脱水機設備	増設する脱水機の処理能力は既存脱水機と同等としますが、処理能力とは過去（令和元年度～令和3年6月）における排水処理施設運転日報・月報・年報から想定できる日平均処理固形物量（kg-DS/日）と考えてよろしいでしょうか。	年間を通じた平均値である「日平均処理固形物量」のほか、高濁度時や冬期の低汚泥濃度時でも考慮した上で、既設脱水機と同等以上の能力として下さい。
43	要求水準書	17	4	2	(5)		a	浄水池	躯体改修については、「全体停止期間内」で行うと記載ありますが、この期間内で納まらないボリュームの改修が必要な時は、別途協議（設計変更、工期変更を含む）、という理解でよろしいでしょうか？	事業開始後に、躯体改修の範囲について、仮設定した数量と異なる見込みの場合には、別途協議とします。
44	要求水準書	17	4	2	(5)		c	浄水池開口部からの異物混入防止について	「開口部等から、異物が入ることを防ぐような構造とすること」と記載ありますが、防鳥、防虫等の観点での異物混入防止、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書	18	4	2	(6)	ウ	e	原水監視装置	原水監視装置は既存設備を流用してよい、という理解で宜しいでしょうか。	原水監視装置は更新とします。
46	要求水準書	19	4	2	(7)		a	劣化調査後の積算内訳書提出時期について	「劣化調査を実施し、積算内訳書を提出する」とありますが、表5.2に基づく調査については、稼働中水槽内、建物外壁上部等の範囲であり、同時期に全ての調査範囲の報告を提出することが難しいことが想定されます。一度に調査できない箇所は分割して提出する等、積算内訳書の提出時期については受注後の協議とさせて頂けるよう、ご検討のほど、何卒宜しくお願い致します。	積算内訳書の提出時期については受注後の協議とします。
47	要求水準書	19	4	2	(7)		b	着水井、排泥池・濃縮槽、管理棟、浄水処理棟、脱水機棟の外壁改修について	「コンクリートの補修を行った上で新しく防食塗装を施す」と記載がありますが、一般的に外壁部分には、外壁用の塗装を採用されることが考えますが、防食塗装とした理由があればご教示願います。	「外壁の防食」の意図は、中性化等の劣化進行抑制を目的としています。仕様は事業者提案とします。
48	要求水準書	19	4	2	(7)		b	着水井、排泥池・濃縮槽、管理棟、浄水処理棟、脱水機棟の外壁改修について	「コンクリートの補修を行った上で新しく防食塗装を施す」と記載がありますが、水槽外壁と建物外壁での取扱いの違いがあれば併せてご教示願います。	「外壁の防食」の意図は、中性化等の劣化進行抑制を目的としています。仕様は事業者提案とします。
49	要求水準書	19	4	2	(7)		b	着水井、排泥池・濃縮槽、管理棟、浄水処理棟、脱水機棟の外壁改修について	「コンクリートの補修を行った上で新しく防食塗装を施す」と記載がありますが、今回対象外壁改修塗装材料としては、公共建築物外壁改修実績が多く、防水性及びクラック等への追従性も有している塗膜材料を選定しても問題ない、という理解で宜しいでしょうか。	「外壁の防食」の意図は、中性化等の劣化進行抑制を目的としています。仕様は事業者提案とします。
50	要求水準書	19	4	2	(7)		d	補修範囲と補修工法の費用清算について	表5.2に基づく仮定数量に対して劣化部調査を実施し、積算内訳書を提出いたしますが、数量の増減については、表5.2No.1～25各数量の合計数量に対しての費用清算という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書	19	4	2	(8)		b	室内配管	「更新が困難」と判断される範囲は、事業者提案と理解してよろしいでしょうか。更新が困難と判断して管更生工法等を提案する配管について、契約後に市が更新を要望する場合、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	更新が困難な配管は、管更生工法等による対応も認める前提で、要求水準書に記載のとおり、躯体埋設配管及び構造物直下に埋設された配管などとしていますが、管更生工法の範囲は事業者提案とします。契約後に工事内容を変更する場合は、契約書案36条のとおり設計変更とします。
52	要求水準書	19	4	2	(9)			場内配管	指定されている全停止期間と回数を考慮し、要求水準内容について配管・弁類の仕様および更新・更生・整備の種類と範囲についても事業者提案を認めて頂けないでしょうか。	要求水準書に準拠してください。
53	要求水準書	19	4	2	(9)			場内配管	地中埋設配管を更新するに当たり、掘削土が非常に多く発生することが想定されます。当該掘削土を場内に仮置きするスペースが限られる為、向橋の旧建設予定地を借用する事は可能でしょうか。	有償で貸与可能です。
54	要求水準書	19	4	2	(9)			場内配管	地中埋設配管を更新するに当たり、掘削土が非常に多く発生することが想定されます。当該掘削土を場内に仮置きするスペースが限られる為、仮置き可能な土地が有りましたら御教示願います。	No.53の回答を参照してください
55	要求水準書	20	4	2	(9)		c	場内配管	既設躯体利用であり新たな設置スペースは考え難いため、既設配管を撤去して同位置に更新管を設置する考えでよろしいでしょうか。	事業者提案とします。
56	要求水準書	20	4	2	(9)		c	場内配管	「更新が困難」と判断される範囲は、事業者提案と理解してよろしいでしょうか。更新が困難と判断して管更生工法等を提案する配管について、契約後に市が更新を要望する場合、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	更新が困難な配管は、管更生工法等による対応も認める前提で、要求水準書に記載のとおり、躯体埋設配管及び構造物直下に埋設された配管などとしていますが、管更生工法の範囲は事業者提案とします。契約後に工事内容を変更する場合は、契約書案36条のとおり設計変更とします。
57	要求水準書	20	4	2	(10)			施設見学対応	施設見学ルートをご教授ください。	玄関→市民ホール→高速凝集沈殿池→急速ろ過池です。
58	要求水準書	20	4	5				出来形検査及び完成検査	出来形検査の実施時期及び内容について、ご教示願います。	設計業務の検査は、基本設計及び詳細設計ごとに随時進捗状況を確認するとともに完成時に検査を行う予定です。内容は要求水準書及び提案書の内容と合致しているか等を確認します。

入札説明書等に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号					項目名	内容	回答
			章	節	細節	項目	細目			
59	要求水準書	20	4	5				出来形検査及び完成検査	完了検査の実施にかかる期限及び仮に市による検査が遅れてしまった場合の措置（詳細設計又は施工の着手を認める、工期及び請負代金額を変更する等）について、ご教示願います。	経過することがないよう互いに意思疎通を十分に行うものとします。なお、工期・請負代金の変更については契約書第38条を参照してください。
60	要求水準書	21	5					建設業務	施工計画書に対する市のご承認にかかる期限及び仮にこれが遅れてしまった場合の措置（施工の着手を認める、工期及び請負代金額を変更する等）について、ご教示願います。	経過することがないよう互いに意思疎通を十分に行うものとします。なお、工期・請負代金の変更については契約書第38条を参照してください。
61	要求水準書	21	5	1				工事全般	本事業は事業者による責任施工のため、詳細設計図をもって着工とさせていただきませんか。	要求水準書に記載のとおり市の承認（検査）を得た上で工事着手してください。
62	要求水準書	22	5	2				表5.1 補修の対象となる構造物の劣化状況	補修の対象となる構造物の劣化状況が示されていますが、耐震補強済であり中性化試験等の劣化調査は不要と考えてよろしいでしょうか。	中性化試験等の劣化調査は想定していませんが、事業者提案とします。
63	要求水準書	22	5	2				表5.1 補修の対象となる構造物の劣化状況	補修の対象となる劣化状況が示されており、指定された補修範囲については事業者側で実施しますが、躯体そのものの劣化に起因した事象（水漏れ等）は、貴市のリスク負担であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	要求水準書	23	5	3			a	試運転業務	試運転実施計画書に対する市のご確認にかかる期限及び仮にこれが遅れてしまった場合の措置（試運転の実施を認める、工期及び請負代金額を変更する等）について、ご教示願います。	経過することがないよう互いに意思疎通を十分に行うものとします。なお、工期・請負代金の変更については契約書第38条を参照してください。
65	要求水準書	23	5	3			e	試運転業務	長期間切り替えつつの更新工事で、通常運転と試運転の区分（対象と期間）、電力の計測方法についてご教示願います。入札金額にも影響するため明示願います。	試運転に係る電力費については、市の負担に変更します。
66	要求水準書	23	5	3			i	試運転業務	「試運転や引継習熟過程で、市は要求水準書、提案書等もとに…」と記載がありますが、最終的に市の承認を得る資料は、詳細設計の完成図書（詳細設計報告書や工事施工計画書等）であると推察されますが、提案書等とは詳細設計の完成図書を指している。という理解で宜しいでしょうか。	更新した施設が、提案書の内容を満たすかの確認であり、詳細設計完成図書のほか、施設の機能や性能等を記載した提案書等を含みます。
67	要求水準書	23	5	4				出来形検査及び完成検査	出来形検査及び完成検査の実施時期（完成検査については試運転との前後）について、ご教示願います。	施設は段階的に竣工するため、都度、試運転後に部分検査を行います。また沈殿池など試運転後に機械を確認できないものは試運転前に臨時検査を行います。このほか進捗状況の確認等を随時行う予定です。
68	要求水準書	23	5	6			a	工事期間中の対応	「建設事務所及び資材置場は、事業者の負担により設置する」に関して、令和3年7月26日付け公表の「実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答」の実施方針/No. 35の質問に対する回答として「有償で貸与可能です」とご回答がありますが、月額または年額どの程度の費用が掛かるのか、可能な範囲でご教示願います。	令和3年度は1m2当たり年間550円です。
69	要求水準書	24	5	6			d	工事期間中の対応	運転管理等の現受託業者への協力内容として、「事業者は、自らの工事に起因する異常発生時の原因究明等の対応を行うこと。」とありますが、明らかに現受託業者の業務に起因する場合、異常発生時の原因究明等に要する費用は、貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書	24	5	6			d	工事期間中の対応	「事業者は、市、現受託業者と工事実施時期、工事場所等の調整を定期的に行う。」とありますが、事業者側と現受託業者は、契約上別契約で実施されるため、現受託業者との調整は、貴市にて実施していただくことでお願いできませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書	24	5	6			d	工事期間中の対応	「事業者は、現受託業者の維持管理区域への立入り制限を受けるものとする。」とありますが、提案内容に影響するため、具体的な立入り制限区域を別途お示し願います。	立入制限区域を設けるものではなく、浄水場運転を最優先するため、運転受託者の動線確保を要請するものです。
72	要求水準書	24	5	6			d	工事期間中の対応	「事業者は、現受託業者の維持管理場所及び経路の確保等の施工区域の限定を受けるものとする。」とありますが、提案内容に影響するため、具体的な維持管理場所及び経路の確保等の施工区域の限定について別途お示し願います。	立入制限区域を設けるものではなく、浄水場運転を最優先するため、運転受託者の動線確保を要請するものです。
73	要求水準書	24	5	6			d	工事期間中の対応	現受託業者の合理的な維持管理の増加費用は貴市において負担される旨の記載がありますが、事業者の責に帰すべき事由がある場合を除いては、合理性の有無を問わず、事業者が負担することはない、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書	24	5	6			e	工事期間中の対応	「他関連工事との調整を図るものとする。」とありますが、他関連工事の発注者との調整により、工期の遅延や費用の増加が発生した場合は、貴市の負担として頂けないでしょうか。	計画調整段階で、他工事行程を踏まえ計画するので、遅延は発生しないものと考えています。
75	要求水準書	24	5	6			e	工事期間中の対応	「他関連工事との調整を図るものとする。」とありますが、調整は貴市にて実施し、事業者はその調整に協力するものとしてお認め頂けますでしょうか。	計画調整段階の調整は主に市が行いますが、工事・施工に係る調整は主に事業者が行います。
76	要求水準書	24	5	7				地元説明会	地元説明会とはどのような内容であるか、また回数の想定があれば御教示願います。	地元町内会への説明は、事業開始初年度に、事業概要や町内への影響（通行止め、大型車両通行頻度等）等を想定しています。
77	要求水準書							添付資料1 土木・建築改修範囲 図C-1	浄水場北側（沢山川）の配管を更新及び更生する際に、現状は搬入路が見当たりません。その為、沢山川堤防を養生して使用する事は可能でしょうか。	使用は河川管理者である新潟県妙高砂防事務所との協議によります。
78	要求水準書							添付資料3 電気設備更新範囲・ 計画図E-3	添付資料3 電気設備更新範囲・計画図E-3 システム構成図に記載されている既設TM/TC等の撤去または更新については事業者が実施するとの理解で宜しいでしょうか。	城山浄水場内の既設TM/TCの撤去又は更新については事業者が実施します。正善寺浄水場のTM/TCの更新等は、要求水準書18頁(6) Ee1に記載のとおり、市が実施しますが事業者は市へ正善寺浄水場の既設監視の信号削除や制御に必要な信号の授受に関する機能増設範囲の資料を提供してください。

入札説明書等に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号					項目名	内容	回答	
			章	節	細節	項目	細目				
1	落札者決定基準書	3	3	2	(2)				技術対話の実施	「市は、応募者から事業提案の概要について説明を求めるとともに、」と記載がありますが、事前準備を進めるべく、概要説明の資料に関する書式や様式等の注意点について、可能な範囲でご教示のほど、よろしくお願いいたします。	入札参加資格の確認結果の通知時に、概要等を提示する予定です。
2	落札者決定基準書	3	3	2	(2)				技術対話の実施	技術対話時の確認結果については、技術評価点を算出する際の評価対象資料または参考資料として扱われる、という理解で宜しいでしょうか。	技術対話は市が求める要求水準の理解度等を確認するものです。資料は評価対象ではありません。
3	落札者決定基準書	4	4	2	(1)				技術評価点の得点化方法	「(前略)各応募者の技術評価点は、各選定委員が得点化した点数を平均して算出する。」と記載がありますが、これは審査項目毎に平均値を算出し、その合計値が技術評価点である、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	落札者決定基準書	6							審査項目/1.事業計画/事業の確実性/切替手順(運転停止・稼働)	項目欄にて、(土木・機械)と(電気・計装)の2種類に分割されて記載がありますが、土木・機械・電気・計装の4つの観点から総合的に提案を行う、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	落札者決定基準書	6							審査項目/2.設計及び工事に関する事項/土木・建築施設/室内配管・場内配管	要求水準書/19及び20頁/(8)室内配管・(9)場内配管において、「更新が困難な場合は、市と協議の上、管更生工法等による対応も認める」と記載があることから、配管更新が困難な箇所に対する代替案の提案も評価される、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	落札者決定基準書	6							審査項目/4.地域貢献	地域への経済効果について具体性を評価するとありますが、ここでいう地域とは上越市内だけではなく新潟県内との理解でよろしいでしょうか。	上越市内を評価対象とします。
7	落札者決定基準書	6							審査項目/4.地域貢献	経済効果の具体性を評価するとありますが、様式Ⅲ-11に記載されている「地域への直接的な経済効果額を記載してください。」とありますが、共同企業体構成員(上越市内本店企業)の工事分担額のみを評価をされるのでしょうか。	構成員以外の上越市内企業に対する工事分担額も評価の対象となります。

入札説明書等に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号					項目名	内容	回答
			章	節	細節	項目	細目			
1	提出書類作成要領及び様式集	4	2	2	(2)			合冊製本	製本について、キングファイルでの提出でも問題ない、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	提出書類作成要領及び様式集	4	2	3	(1)	ア		入札書及び提案書等の提出に関する書類（関係様式：様式Ⅱ）	「入札書は封筒（角2号：長さ33.2cm、幅24cm）に入れて封印すること」と記載がありますが、封筒の色の指定は無い（茶色でも白でも問題無し）、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	提出書類作成要領及び様式集	4	2	3	(1)	ア		入札書及び提案書等の提出に関する書類（関係様式：様式Ⅱ）	「入札書は封筒（角2号：長さ33.2cm、幅24cm）に入れて封印すること」と記載がありますが、無地の封筒を使用する（郵便番号を記載する赤枠や会社のロゴの記載が無い）、という理解で宜しいでしょうか。	封筒の指定はありません。（郵便番号枠、会社ロゴ有りでも可）
4	提出書類作成要領及び様式集	4	2	3	(1)	ア		入札書及び提案書等の提出に関する書類（関係様式：様式Ⅱ）	「（前略）封筒の表には次の事項を記載し、裏面3箇所に割印する。」と記載がありますが、指定事項を封筒の表に横書きで記載を行えば、記載位置の指定は無い。という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	提出書類作成要領及び様式集	4	2	3	(1)	ア		入札書及び提案書等の提出に関する書類（関係様式：様式Ⅱ）	「（前略）封筒の表には次の事項を記載し、裏面3箇所に割印する。」と記載がありますが、指定事項内の「入札書在中」の記載方法として、黒字・赤字の直筆及びゴム印のいずれの方法でも問題無い、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	提出書類作成要領及び様式集	4	2	3	(1)	ア		入札書及び提案書等の提出に関する書類（関係様式：様式Ⅱ）	「（前略）封筒の表には次の事項を記載し、裏面3箇所に割印する。」と記載がありますが、割印は代表企業の割印のみで良い、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	提出書類作成要領及び様式集	4	2	3	(1)	ア		入札書及び提案書等の提出に関する書類（関係様式：様式Ⅱ）	「（前略）封筒の表には次の事項を記載し、裏面3箇所に割印する。」と記載がありますが、封筒裏面の左下に様式Ⅱ-2にも記載する担当者の「郵便番号・住所・氏名」を記載する、という理解で宜しいでしょうか。	記載の必要はありません。（記載してもかまいません）
8	提出書類作成要領及び様式集	5	2	3	(1)	イ	(7)	通し番号	様式ごとに通し番号を付けても問題ない、という理解で宜しいでしょうか。	通し番号は、様式ごとではなく、提案書全体（添付資料、図面集除く）で付けてください。
9	提出書類作成要領及び様式集	5	2	3	(1)	イ	(7)	提案書	提案書に記述する文字の「フォント」に対する指定は無い、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	提出書類作成要領及び様式集	5	2	3	(1)	イ	(4)	添付資料	電子データとして提出する提案書のExcelファイルについて、officeの年度指定は無い、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	提出書類作成要領及び様式集	8	3					様式Ⅰ-1～Ⅰ-4	右上に記載する年月日は資格審査資料の提出日、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	提出書類作成要領及び様式集	8	3					様式Ⅰ-1 入札参加資格審査申請時提出書類一覧表	確認欄/応募者の欄に記載する資料確認結果の文字として「レ点」または「○」のいずれでも問題無い、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	提出書類作成要領及び様式集	9	3					様式Ⅰ-2、Ⅰ-3	「商号名又は名称・所在地・代表者名」の記載方法として、「直筆・PC入力の上で印刷・内容がセットになったゴム印を押印」のいずれでも問題無い、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	提出書類作成要領及び様式集	9	3					様式Ⅰ-2 入札参加資格審査申請書	応募グループ名は記載に関する規定は明記されておられません、代表企業名の略称と構成企業名の略称をもって、○○・△△設計建設工事共同企業体と表記すればよろしいでしょうか。	応募グループ名は、応募者の判断で表記してください。
15	提出書類作成要領及び様式集	10	3					様式Ⅰ-3 応募者の構成員一覧表	仮に構成員数が2者の場合、構成員3の記載欄は左下隅から右上隅に向かって斜線を記載する必要がある、という理解で宜しいでしょうか。	記載の必要はありません。（記載してもかまいません）
16	提出書類作成要領及び様式集	11	3					様式Ⅰ-4 委任状	応募グループ構成員及び受任者（代表企業）の記載方法として、直筆・PC入力のいずれでも問題無い、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	提出書類作成要領及び様式集	12	3					様式Ⅱ-1～Ⅱ-4	右上に記載する年月日は入札書及び提案書の提出日、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	提出書類作成要領及び様式集	12	3					様式Ⅱ-1 入札書及び提案書等提出書類一覧表	確認欄/応募者の欄に記載する資料確認結果の文字として「レ点」または「○」のいずれでも問題無い、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	提出書類作成要領及び様式集	13	3					様式Ⅱ-2、Ⅱ-3	「商号名又は名称・所在地・代表者名」の記載方法として、「直筆・PC入力の上で印刷・内容がセットになったゴム印を押印」のいずれでも問題無い、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	提出書類作成要領及び様式集	14	3					様式Ⅱ-3 入札書	入札金額は直筆またはPC入力の上で印刷、のいずれの記載方法でも良い、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	提出書類作成要領及び様式集	14	3					様式Ⅱ-3 入札書	入札金額記載欄において、円の右空白部に終わりを示す「。」の記載は必要無い、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	提出書類作成要領及び様式集	16	3					様式Ⅲ-1 基本方針	添付資料のうち、必要なものは本文中に添付とありますが、それは様式Ⅲ-13にも入れる、すなわち「2か所に入れる（重複しても良い）」、という理解で宜しいでしょうか。	2カ所（重複）でも問題ありません。なお添付に当たっては頁数の制限があるので、必要に応じて図面集に添付した図の一部や縮小図等を本文中に添付してください。
23	提出書類作成要領及び様式集	16	3					提出書類のページの割り振り	ページの割り振りとして、A4版2ページに対してA3版1ページとして問題ない、という理解で宜しいでしょうか。（16ページ～30ページまで）	ご理解のとおりです。
24	提出書類作成要領及び様式集	23						様式Ⅲ-7①（設計及び工事に関する事項）電気設備	添付図面として「電気設備フローシート」との記載がありますが、「計装フローシート」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	提出書類作成要領及び様式集	31	3					様式Ⅲ-12 設計及び工事費	各項目に記載する費用について、「¥」と「。」の記載は不要、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	提出書類作成要領及び様式集	32	3					様式Ⅲ-13① 提案書添付資料 表紙	応募者名の記載位置として、「応募者名」という文字の下側に記載する、という理解で宜しいでしょうか。	「応募者名」を削除して、応募者名を記載してください。
27	提出書類作成要領及び様式集	32	3					様式Ⅲ-13① 提案書添付資料 表紙	記載する応募者名は、応募グループ名のみを記載する、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号				項目名	内容	回答
			章	条	項	号			
1	設計建設工事請負契約書（案）	1	1	2	1	4	用語の定義	「要求水準書」とは、具体的には市が令和3年8月3日付で公表した要求水準書を指すものと理解して相違ありませんでしょうか。他に「要求水準書」に含まれる書類がある場合には、その具体的内容について、ご教示願います。	要求水準書は、ご指摘の資料のほか、要求水準書の添付資料として、土木・建築改修範囲図などの図面も含まれます。
2	設計建設工事請負契約書（案）	2	1	3	1		一般事項	「この契約」を構成する各書類（約款及び契約書、要求水準書、入札説明書、事業者提案等）の間に矛盾や齟齬があった場合の優先順位をご教示願います。	当該事項に関するその時点での最新の合意事項・文書が優先されます。
3	設計建設工事請負契約書（案）	2	1	3	4		一般事項	「受注者は、～知り得た秘密を漏らしてはならない。」とありますが、秘密保持は通常双方の義務と考えますので、以下のように修正いただけないでしょうか。「発注者及び受注者は、この契約の履行に関して知り得た相手方の秘密を～」	本事業に基づく取得情報の取扱いについては、地方公務員法に基づく守秘義務のほか、情報公開にあたっては上越市情報公開条例の規定に従って取り扱うこととなりますので、契約書案のとおりとします。
4	設計建設工事請負契約書（案）	2	1	4	1		工程表及び請負代金内訳書	「要求水準書等に基づき」とありますが、要求水準書21頁、第5章記載の「施工計画書」を指している、という理解で宜しいでしょうか。	本事業の工程表であり、施工計画書ではありません。提案書様式Ⅲ-3の添付資料で提出いただく「工程表」の加筆・修正版です。
5	設計建設工事請負契約書（案）	2	1	4	1		工程表及び請負代金内訳書	本項の「工程表」と、第23条第1項第3号に定める「工事施工計画書」及び第26条第4項に定める「工事実施計画」は、それぞれ別の書面という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	設計建設工事請負契約書（案）	2	1	4	1		工程表及び請負代金内訳書	本項の「工程表」と、第23条第1項第3号に定める「工事施工計画書」及び第26条第4項に定める「工事実施計画」は、それぞれ別の書面である場合、それぞれの記載事項について、ご教示願います。	「工程表」は本事業全体の工程表です。（工事のみの工程表ではありません。） 「工事施工計画書」は詳細設計業務の成果物として設計者によって作成されるものです。 「工事実施計画」は「工事施工計画書」を基に建設者によって建設業務着手に当たって必要な事項を定めたものです。 目的や作成者・時期は異なりますが、項目は重複することが想定されます。
7	設計建設工事請負契約書（案）	2	1	4	3		工程表及び請負代金内訳書	本項に定める「請負代金に関する内訳書」は、市のご請求の有無に拘らず提出が義務付けられている「工事費内訳書」（第23条第1項第4号）とは別の書面、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	設計建設工事請負契約書（案）	2	1	4	3		工程表及び請負代金内訳書	本項に定める「請負代金に関する内訳書」は、市のご請求の有無に拘らず提出が義務付けられている「工事費内訳書」（第23条第1項第4号）とは別の書面である場合、それぞれの記載事項について、ご教示願います。	第4条第3項の「請負代金に関する内訳書」は、契約時点以降の内訳書です。一方、第23条第1項第5号の「工事費内訳書」は詳細設計業務の成果物として作成されるものであり、記載内容は「請負代金に関する内訳書」よりも詳細なものになることが想定されます。
9	設計建設工事請負契約書（案）	2	1	4			工程表及び請負代金内訳書	受注者が本条に基づいて作成、提出した「工程表」及び「請負代金に関する内訳書」は、公共工事標準請負契約約款第3条第3項と同様に、いずれも受注者に対する法的拘束力を持たないもの、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	設計建設工事請負契約書（案）	3	1	6			契約の保証	「発注者が特に指定した工事」とありますが、具体的にどの工事が対象になるのかご教示いただけますでしょうか。	現時点で指定対象とする工事の予定はありません。
11	設計建設工事請負契約書（案）	3	1	6			契約の保証	入札説明書13頁、4章2節（4）において、契約保証金の額は「設計建設工事請負契約金額の100分の10以上」とされているとおり、本事業において、本条に定める保証は不要、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	設計建設工事請負契約書（案）	4	1	8	3	2	承諾を求める手続	受注者が破産により消滅した場合の「権利義務の承継」を証する書面とは、誰から誰への承継を指すご趣旨のものであり、且つ、具体的にどのような書面を想定されているのか、ご教示願います。	破産した場合、破産管財人は財産の管理・処分権限を受注者から継承することから、破産管財人が作成する書類を想定しています。
13	設計建設工事請負契約書（案）	4	1	8	3	3	承諾を求める手続	受注者が他の法人と合併する場合、あらかじめ当該合併に係る契約書を市に提出するものとされており（本条1項）が、合併後の法人が、これに加えて提出する「権利義務の承継を証する書面」とは、具体的にどのような書面を想定されているのか、ご教示願います。	第8条第1項は受注者が第三者に権利義務等の譲渡等を行う場合を定めたものであり、第3項第3号は受注者が合併した場合です。合併を証する書類及び合併により受注者の権利義務を継承した旨を証する書面を想定しています。
14	設計建設工事請負契約書（案）	4	1	9			一括委任又は一括下請負の禁止	「主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事」とありますが、どのような工事を想定されていますでしょうか。	工種又は施設単位などでの一括を想定しています。
15	設計建設工事請負契約書（案）	5	1	10	2		著作権の譲渡等	「成果物」の範囲（第2条第1項第9号）が非常に広範であり、これらすべてにつき市が自由に公表し得る場合、技術やノウハウの流出等、受注者が大きな不利益を被ることが想定されます。公表に当たっては受注者の事前承諾を要することとしていただきたく、ご検討のほど、何卒宜しくお願い致します。	No.3を参照してください。
16	設計建設工事請負契約書（案）	5	1	10	5		著作権の譲渡等	「第3条第5項」とは、第3条第4項の誤記、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。契約書案を修正します。
17	設計建設工事請負契約書（案）	6	1	13			統括責任者	統括責任者は、設計から建設に至る事業全体を総合的に調整・管理を求めるもので、常駐までは求めないものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	設計建設工事請負契約書（案）	6	1	13			統括責任者	本事業は建設期間が長期に渡るため、代表企業の人事異動や当人の退職等止むべき事情による統括責任者の建設期間内の変更は可能でしょうか。	可能です。
19	設計建設工事請負契約書（案）	7	1	14			管理技術者	第16条の工場製作期間中の監理技術者との兼務は可能でしょうか。	可能です。
20	設計建設工事請負契約書（案）	7	1	16	1		現場代理人及び主任技術者等	本項各号に定める者の設置時期は、本工事業務開始時、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号				項目名	内容	回答	
			章	条	(特番)	項号				
21	設計建設工事請負契約書(案)	7	1	16			現場代理人及び主任技術者等	主任技術者又は監理技術者は工場製作のみの期間から現地施工の期間へ移行する際に、途中交代は可能でしょうか。	可能とします。	
22	設計建設工事請負契約書(案)	8	2	20		4	設計業務	本項の「承諾」とは、第22条第4項及び第23条第4項の「承諾」を指すもの、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
23	設計建設工事請負契約書(案)	8	2	20		4	設計業務	第48条第5項によると、完成検査の合格を通知したときをもって、成果物の引渡しがあったものとみなすとされていますが、本項は、当該検査合格に先立って、引渡しを請求することができる、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
24	設計建設工事請負契約書(案)	9	2	22		3	基本設計	受注者は、要求水準書等のほかは、契約(合意)に定められた義務を負うことから、本項にいう「発注者の指示」、「発注者と受注者との間の協議の内容」は、いずれも受注者の承諾等によって契約(合意)内容になっている事項を指すもの、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
25	設計建設工事請負契約書(案)	9	2	22		3	基本設計	本項に定める市による修正の請求も、同条第4項と同様、提出日から14日以内に行うもの、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
26	設計建設工事請負契約書(案)	9	2	22		4	基本設計	第6項との関連上、提出日から14日が経過しても市から何らの通知がないことが発生した場合の効果又は措置(詳細設計の着手を認める、工期及び請負代金額を変更する等)について、ご教示願います。	経過することがないよう互いに意思疎通を十分に行うものとします。	
27	設計建設工事請負契約書(案)	9	2	23		1	3	詳細設計	「工事施工計画書」とは、要求水準書21頁、第5章記載の「施工計画書」、とは別の書面、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	設計建設工事請負契約書(案)	9	2	23		1	3	詳細設計	「工事施工計画書」とは、要求水準書21頁、第5章記載の「施工計画書」、とは別の書面である場合、それぞれの記載事項について、ご教示願います。	「工事施工計画書」は詳細設計業務の成果物として設計者によって作成されるもので、要求水準書21頁第4章6(2)に記載の「工事施工計画書」になります。なお、要求水準書21頁第5章の「施工計画書」は「工事実施計画」の誤りで修正します。
29	設計建設工事請負契約書(案)	9	2	23		3	詳細設計	受注者は、要求水準書等及び基本設計図書のほかは、契約(合意)に定められた義務を負うことから、本項にいう「発注者の指示」、「発注者と受注者との間の協議の内容」は、いずれも受注者の承諾等によって契約(合意)内容になっている事項を指すもの、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
30	設計建設工事請負契約書(案)	9	2	23		3	詳細設計	本項に定める修正の請求も、同条第4項と同様、提出日から14日以内に行うものと理解して相違ありませんでしょうか。	重大な修正等がない限り、ご理解のとおりです。	
31	設計建設工事請負契約書(案)	10	2	23		4	詳細設計	提出日から14日が経過しても貴市から何らの通知がないことが発生した場合の効果又は措置(施工の着手を認める、工期及び請負代金額を変更する等)について、ご教示願います。	経過することがないよう互いに意思疎通を十分に行うものとします。	
32	設計建設工事請負契約書(案)	10	2	24		3	設計に伴う各種申請	受注者は、要求水準書等のほかは、契約(合意)に定められた義務を負うことから、本項に基づき受注者が必要に応じて設計に反映させる義務を負う「協議内容」とは、受注者の承諾によって契約(合意)の内容になった事項を指すもの、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
33	設計建設工事請負契約書(案)	11	2	26		4	建設業務	市のご承認に係る期限及び市のご承認が遅れたことが発生した場合の効果又は措置(施工の着手を認める、工期及び請負代金額を変更する等)について、ご教示願います。	工程が遅れることがないよう互いに意思疎通を十分に行うものとします。	
34	設計建設工事請負契約書(案)	11	2	26		5	建設業務	「中間確認」の実施時期、実施方法、確認事項及び合否の基準について、ご教示願います。	工事の進捗状況に合わせて実施時期を予定します。要求水準書等に基づき、要求事項、提案事項、合意事項等の確認を実施する予定です。	
35	設計建設工事請負契約書(案)	11	2	26		7	建設業務	試運転を行う時期、方法、回数や各試運転の対象とする部位、設備、確認項目等の詳細は、要求水準書等に定めるものの他は事業者の提案による、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお「要求水準書等」には事業者の提案書や契約書等を含みます。	
36	設計建設工事請負契約書(案)	11	2	26		8	建設業務	市が行うこととされている「施設の状態が事業者提案の内容及び要求水準書に定める要求事項に適合するものであるか否かについて」の「確認」とは、第48条第2項に定める検査を指すもの、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
37	設計建設工事請負契約書(案)	11	2	26		8	建設業務	市が行うこととされている「施設の状態が事業者提案の内容及び要求水準書に定める要求事項に適合するものであるか否かについて」の「確認」とは、第48条第2項に定める検査と異なる手続である場合、本項の「確認」の実施時期(第48条第2項に定める検査との違い)、それぞれの確認事項(検査事項)及び合否の基準について、ご教示願います。	No. 36を参照してください。	
38	設計建設工事請負契約書(案)	11	2	26		8	9	建設業務	「発注者は、本施設の引渡し前に、」で始まる規定の項番号が「8」とされていますが、8項が重複しているため、「9」と訂正の上、次の項の項番号を繰り下げて「10」、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。契約書案を修正します。
39	設計建設工事請負契約書(案)	11	2	28		2	工事材料の品質及び検査等	受注者は要求水準書及び設計図書のほかは、契約(合意)に定められた義務を負うことから、「発注者と受注者との協議により」とは、両者が合意した場合を指す、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

入札説明書等に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号				項目名	内容	回答
			章	条	(括弧)	項号			
40	設計建設工事請負契約書(案)	11	2	29		1 2 3	監督員の立ち合い及び工事記録の整備等	工事材料の調査や施工につき、事前に明示されていない立会い、見本検査や記録等の整備の義務が受注者に課される場合、施工計画が重要となる本事業において、受注者が想定外の負担を負い、後の工程にも影響を及ぼす可能性があります。各項目に規定された立会い若しくは見本検査を受け、又は記録等を整備する義務を負うのは、設計図書又は要求水準書等に明記されたものに限って頂きたく、ご検討のほど、何卒宜しくお願い致します。	基本的には、設計図書や要求水準書等に記載した工程で進捗しますが、必要に応じて現地確認等する場合もあります。その際には工程が遅れることがないように事前に意思疎通を十分に行うものとします。
41	設計建設工事請負契約書(案)	13	2	32		3	試運転	試運転実施計画書に対する市のご確認の期限及び市のご確認が遅れが発生した場合の効果又は措置(試運転の着手を認める、工期及び請負代金額を変更する等)について、ご教示願います。	工程が遅れることがないように互いに意思疎通を十分に行うものとします。
42	設計建設工事請負契約書(案)	13	2	32			試運転	試運転は、第48条第2項に定める検査に先立って行うもの、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお沈殿池のように水を張って試運転する施設は、試運転する前に検査を行います。
43	設計建設工事請負契約書(案)	14	2	32		4	試運転	「全負荷運転」の定義について、ご教示願います。	設備・機器の最大能力による運転を想定しています。
44	設計建設工事請負契約書(案)	15	3	35		4	条件変更等	第1項第1号に該当する場合で、発注者及び受注者の合意事項にかかる書面の訂正、変更が必要な場合は、当該書面の作成者である発注者及び受注者の合意をもってかかる訂正、変更を行うもの、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	設計建設工事請負契約書(案)	15	3	35			条件変更等	受注者が行う補修の範囲及び補修工法等が要求水準書に示された仮定と乖離した場合の条件変更(要求水準書19頁、第4条第2節(7)d)も、本条の規定にしたがって行う、という理解で宜しいでしょうか。	本条項には該当しません。劣化補修については、要求水準書19頁第4章第2節(7)dで、「10%以上の費用が増減する場合は、設計変更対象として費用清算を行う。」とし、既に織込み済みの条件なので、第35条の条件変更には該当せず、費用清算を行うこととなります。
46	設計建設工事請負契約書(案)	16	3	38			受注者の請求による工期の延長	受注者が行う補修の範囲及び補修工法等が要求水準書に示された仮定と乖離した場合、本条に基づいて工期の延長の請求ができるもの、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	設計建設工事請負契約書(案)	16	3	39			発注者の請求による工期の短縮等	特別な理由により工期の短縮だけではなく延長される可能性もあると思われます。従いまして、以下のように修正いただけますでしょうか。「発注者は、特別な理由により工期を短縮又は延長する必要があるときは～」	工期を延長することは想定していませんが、延長が必要な場合は、工期を定めた条文(第30条第7項、第34条第1項、第35条第5項、第36条、第37条第3項、第38条、第39条及び第56条第2項)によるほか、第70条により協議のうえ決定することとし、契約書案のままとします。
48	設計建設工事請負契約書(案)	17	3	41		2	請負金額の変更方法	第36条に基づく変更の場合、別表に従って算出された変更後の請負代金額の限度では受注者の増加費用が填補されない可能性があり、受注者に損害が発生することになります。この点は、36条第2文後段にしたがって当該損害を賠償とする、という理解で宜しいでしょうか。	受注者の損害には該当しません。
49	設計建設工事請負契約書(案)	17	3	42		3	賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更	「発注者の定める資料」の具体的内容について、可能な範囲で、ご教示願います。	県の資料に基づき市が概ね年度末に公表している文書となります。直近文書は上越市HPに掲載している「令和3年3月から適用する『公共工事設計労務単価』及び『設計業務委託等技術者単価』の適用に係る特例措置等」
50	設計建設工事請負契約書(案)	17	3	42		3	賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更	「発注者の定める資料」に関して、資料の選択について疑義がある場合、協議は可能、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	設計建設工事請負契約書(案)	17	3	42		5	賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更	「特別な要因により～請負代金額が不適当となったときは」とありますが、不適当の基準をご教示願います。	第2項に準拠します。 ただし、運用上、他の市発注工事と同様、県の建設工事請負基準約款第26条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアルを準用します。
52	設計建設工事請負契約書(案)	17	3	42		6	賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更	「特別な事情により～請負代金額が著しく不適当となったときには」とありますが、著しく不適当の基準をご教示願います。	第2項に準拠します。 ただし、運用上、他の市発注工事と同様、県の建設工事請負基準約款第26条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアルを準用します。
53	設計建設工事請負契約書(案)	20	5	48		2	検査及び引渡し	本項に基づき貴市が行う「検査」は、第22条第2項に定める「承諾」にかかる確認、第23条第2項に定める「完成検査」及び第26条第8項に定める「施設の状態が事業者提案の内容及び要求水準書に定める要求事項に適合するものであるか否かについて」の「確認」と同一、という理解で宜しいでしょうか。	第22条基本設計の検査と第23条詳細設計の検査は、事業の途中の検査(部分検査)で、第26条は建設事業の竣工に伴う完成検査です。区分は異なりますが、検査の主旨は同様です。
54	設計建設工事請負契約書(案)	20	5	48		2	検査及び引渡し	本項に基づき貴市が行う「検査」は、第22条第2項に定める「承諾」にかかる確認、第23条第2項に定める「完成検査」及び第26条第8項に定める「施設の状態が事業者提案の内容及び要求水準書に定める要求事項に適合するものであるか否かについて」の「確認」と異なる手続である場合、それぞれの確認事項(検査事項)及び合否の基準について、ご教示願います。	上越市HPの上越市要綱集に掲載されているガス水道局の工事検査要綱を確認ください。 なお、検査は当該工事の出来高を対象に実地で行い、契約図書に基づき工事の実施状況、出来形、品質及び出来栄について適否の判断を行います。
55	設計建設工事請負契約書(案)	21	5	51		5	前払金	「中間前払金に係る認定」の具体的内容(認定項目及び認定基準)について、ご教示願います。	第51条第2項及び上越市ガス水道局HPの「中間前払制度」のページをご覧ください。
56	設計建設工事請負契約書(案)	21	5	51		1 2	前払金	「規程の適用については、別表に定めるところによる」とは、恐れながら別表のどの部分を指しているのか、ご教示願います。	別表の「前払金をする場合」です。
57	設計建設工事請負契約書(案)	23	5	53		2	前払金の使途の制限	第26「号」とあるのは、第26「条」の誤記、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。契約書案を修正します。
58	設計建設工事請負契約書(案)	23	5	54		1	部分払	「継続事業」の定義について、ご教示願います。	複数年にまたがる事業です。
59	設計建設工事請負契約書(案)	23	5	54		6	部分払	部分払金の支払期日を、公共工事標準約款第38条第5項に倣い、14日程度として頂きたく、ご検討のほど、何卒宜しくお願い致します。	局は上越市財務規則建設工事請負基準約款を準用しているため、契約書案のままとします。

入札説明書等に関する質問・意見に対する回答

No.	文書名	頁	見出し符号				項目名	内容	回答
			章	条	(括弧) 項	号			
60	設計建設工事請負契約書(案)	24	5	55		2 3	部分引渡し	2項：「指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者が協議して定める」 3項：「(前略)指定部分に相応する請負代金の額『のうち』、(中略)部分引渡に係る請負代金の額は、別表に定めるところにより算定する」と記載ございます。 別表にしたがって部分引渡に係る請負代金額を算出するにあたって算入される「指定部分に相応する請負金額」は、第2項に基づいて協議により定める、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	設計建設工事請負契約書(案)	25	6	57		12	契約の解除及び終了並びに賠償金等に関する事項(契約不適合責任)	住宅の品質確保の促進等に関する法律への適用する場合の記述がありますが、本事業の事業内容には住宅建設はないため、この条項の適用はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
62	設計建設工事請負契約書(案)	26	6	58		2	履行遅滞の場合における違約金等	受注者の履行遅滞の場合の違約金が、1日あたり、請負代金額から「部分引渡しを受けた部分に相応する請負金額」を控除した額の「1万分の4」とされていますが、事業者の負担が非常に大きいことから、公共工事標準約款第55条第5項(A)に倣い、遅延日数に応じて、請負代金額から「出来形部分に相応する請負代金額」を控除した額につき、「法定率」(第51条第10項に定める法定率)によって算出するものとして頂きたく、ご検討のほど、何卒宜しくお願い致します。	政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を参考に「1万分の1」とし、契約書案を修正します。
63	設計建設工事請負契約書(案)	26	6	59		1 2	公共工事履行保証証券による保証の請求	「保証金」とは、当該公共工事履行保証契約に定める保険金、という理解で宜しいでしょうか。	当該公共工事履行保証契約の規定に基づき、保証人が支払う保証金です。
64	設計建設工事請負契約書(案)	28	6	60	2	2	発注者の損害賠償請求等	請負代金額の10分の1に相当する金額「以上の額」とありますが、違約金の金額は、契約書において明確に定める必要があると推察致しますため、「請負代金額の10分の1に『相当する金額』を違約金として…」と変更頂きたく、ご検討のほど、何卒宜しくお願い致します。	「請負代金額の10分の1に相当する金額を違約金として」に契約書案を修正します。
65	設計建設工事請負契約書(案)	29	6	60	2	3 3	発注者の損害賠償請求等	「更生手続開始」とは「再生手続開始」という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。契約書案を修正します。
66	設計建設工事請負契約書(案)	31	7	65		2	臨時検査	工事施工の途中における破壊検査を、「必要がある」とのみをもって行い得ることとされていますが、かかる取り扱い、施工中の破壊検査の要件について定めた第34条第2項及び第3項と重複する内容と推察致します。そのため、本項に基づく工事施工の途中における検査についても、第34条第2項及び第3項に定める場合においてのみ破壊検査を行うことができるものとして頂きたく、ご検討のほど、何卒宜しくお願い致します。	契約書案のとおりとします。なお、第34条は要求水準書等不適合の場合であり、第65条はそれ以外の場合です。
67	設計建設工事請負契約書(案)	32	7	66		1	監督又は検査の委託	市が本条に基づいて監督又は検査を第三者に委託された場合、委託事項に関しては、監督員の権限から除外される、という理解で宜しいでしょうか。	市と第三者の委託契約に基づき決定します。
68	設計建設工事請負契約書(案)	32	7	67		1	火災保険等	具体的にいかなる保険を付すかは、事業者の裁量に任せられるもの、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	設計建設工事請負契約書(案)	32	7	67			火災保険等	事業者が加入することになっている保険について、保険金額や条件等は事業者提案によると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。